

令和8年度税制改正 所得税 ～NISA制度のつみたて投資枠の見直し～

令和8年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、つみたて投資枠の対象年齢の下限が撤廃されました（令和9年1月1日施行）。

NISA 制度のつみたて投資枠の見直し

NISA口座について、令和9年1月1日から非課税口座の口座開設可能年齢の下限がなくなり、つみたて投資枠について18歳未満の未成年者でも利用できる未成年者特定累積投資勘定が設けられます。

- 非課税口座の口座開設年齢の下限が撤廃
- 口座保有者の子が0～17歳の間は、年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円のつみたて投資枠
- 子が12歳以降、一定の事由の下で、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能。
- 子が18歳に達した際、年間投資枠等は18歳以上向けの制度に移行。
- 2027（令和9）年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
		自動的に移行	1200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り。）	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件の下、12歳以降は払出しが可。 （注1・2）	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

- (注) 1 その年の3月31日において18歳である年（基準年）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座（※）内の金銭等を非課税口座における投資に用いる場合の払出し及び次の一定の払出しを除き、払出しが制限されています。
- その年の3月31日において12歳である年（特定基準年）の前年以前の各年
災害等のやむを得ない事由（その事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限り。）に基因した全ての資産の払出し及び上場廃止事由による払出し
 - 特定基準年以後の各年
上記(1)の払出しに加え、払出しの基因となる事由（口座開設者（子ども）の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限り。）などを記載した書類を金融機関に提出した場合の払出し
- (※) 「特定課税未成年者口座」とは、公募等株式投資信託の配当等や公募等株式投資信託の受益権の譲渡対価の金銭等を管理するために、18歳未満である人が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（その金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含みます。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいいます。
- 2 基準年の前年12月31日までに、上記（注）1の払出制限に反する払出しをした場合等には、その払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の(1)及び(2)の金額に対してそれぞれ15%（他に地方税5%）の税率により源泉徴収されます。
- 次に掲げる金額の合計額から、非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額
 - イ その非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間に、その非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額及び他の口座に払出しがされた公募等株式投資信託の受益権の価額（その払出し時の時価）の合計額
 - ロ その払出しがあった日においてその非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額
 - その非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

<適用時期> この改正は令和9年1月1日以後に開設したNISA口座から適用されます。